

1.平成30年度都道府県単位保険料率について

＜現状・課題＞

(1)平均保険料率

- 近年の協会けんぽの財政状況については、平成28年度決算において、被保険者数の大幅な増加や診療報酬のマイナス改定等の一時的要因により 4,987億円の黒字決算となり、準備金残高は 1兆8,086億円、保険給付費等の2.6か月分という状況になっている。
- 一方で、協会けんぽでは、一人あたり保険給付費の伸びが一人あたり標準報酬月額伸びを上回るという財政の赤字構造が依然として解消しておらず、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えれば、今後高齢者医療費への拠出金が増大することも見込まれる。
- さらに、平均保険料率を維持した場合と平成30年度から引き下げた場合の今後の保険料率のシミュレーションが示され、いずれの場合においても、長期的に見た場合の保険料率の上昇が見込まれ、平成30年度から保険料率を引き下げた場合には、より早い時期に保険料率を引き上げざるを得ない見込みが示された。

※公的医療保険は単年度収支均衡が原則である一方、協会けんぽは国庫補助を受けていることから、その持続可能性や安定的運営を十分考慮する必要がある。

※協会けんぽ発足前には、保険料率の引下げにより国庫補助が減額されるという事態が起こっているため、保険料率の引下げは慎重に考えなければならない。

(2)都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

- 激変緩和措置の解消期限については、平成18年の健康保険法等一部改正法の附則において、「平成36年3月31日までの間において政令で定める日」とされ、これを受けた政令において、「平成32年3月31日」（平成31年度末）とされている。
- これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成29年度の激変緩和措置率は5.8/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。

【論点】

- 上記の現状・課題を踏まえ、平均保険料率を10%に据え置くことについてどのように考えるか。
- 上記の現状・課題を踏まえ、激変緩和率を1.4/10引上げることについてどのように考えるか。
- 保険料率の変更時期は、平成30年4月納付分からとすることについてどのように考えるか。
- これからの保険料率を考える際は中長期スパンで考えることについてどのように考えるか。

2.平成30年度香川支部事業計画について

【論点】

- 保険者機能強化アクションプラン(第4期)(案)、平成30年度事業計画の概要(案)、を踏まえ、平成30年度香川支部事業計画(案)についてどのように考えるか。

資料は当日配布となりますが、よろしくお願ひいたします。

